

「議会改革」は、議員個々の「意識改革」が出発点ではないか

「議会改革」を、市民の代表としての議員・議会の役割と責任ということに留意し、議員と議会の質的向上に向かっての取組みと考えると、幅広い取組みが求められていると理解できます。本稿では、登別市議会の「議会改革」の取組みと、議員個々の「議会改革」に係る私見を述べます。

当市議会は、二〇一一年三月に制定した登別市議会基本条例に基づく議員・議会活動を基本としていることから、基本条例に則った「議会改革」に取組んでいる。以下の報告はその一端です。

基本条例の実行を検証し、そこで見つかった課題等を把握して議会改革に活かすために、「議会基本条例に係る活動検証等の実施に関する要綱」を策定しています。さらにこれを具体化するため、基本条例に基づく議会改革の推進に向けた議会活動の検証及び課題の抽出並びに基本条例の目的達成度を把握する「基本条例チェックシート」及び「基本条例チェックシート基礎調査票」を作成しました。議会運営委員会は、条文ごとに、議会と委員会の取組みに係る実施状況を確認しています。加えて、「議員自己評価実施要綱」も策定し、基本条例の理解と遵守及びより活発な議員、議会活動を推進するための「議員自己評価表」を作成し、条文によっては「議会の一員」「委員会の一員」「議員自身」として、四つの評価基準で、条文ごと

に自己評価しています。その評価基準の捉え方に差異があるものの、毎年度、自己評価し今後の活動への参考としています。なお、これらの結果は公表していません。

さらには、基本条例に掲げた「議員間の討議を深める」（議会の活動原則）と「議員間の自由討議の場と時間を確保し議論を深める」（討論の広場）を受けて、議会提議に「議会における議員及び委員の発言」を新規掲載しました。

これは、議会用語としての「質問」「質疑」「討議」「討論」などの定義を示すとともに、本会議と委員会における議案審査の際の「質疑」「討論」「討論」のフロー図を掲げ、本会議では議長が、委員会で委員長が、「討議」の有無を求め、積極的な発言を促す手立てにしています。「討議」は多量といえませんが、常任委員会における「討議」は様々な角度からの発言があり、幅広く掘り下げた有益な審議ができていますといえます。

私は、今年の五月から予算・決算委員会委員長に就きましたが、基本条例を遵守した審査が必要と考え、「予算議案及び決算認定議案に係る審査指針（案）」を提起し、九月の定例会初日開催の予算・決算委員会の各会派代表者会議で決まった審査指針の大まかな内容は次の三点です。

- ① 充実した調査を行い、政策や事業の論点及

び争点を明確にした審査を行う。

- ② 俯瞰的かつ大局的な視点や本質を見抜く洞察力を養うとともに、市民の政策要望の的確な咀嚼と理解を深めたうえで、予算・決算認定の議案に対し論理的思考による審査を行う。

- ③ 「政策の提案に至るまでの経緯」などの六つの政策形成情報を予算・決算の最重要の審査項目と位置づけ、これを基本審査項目として留意し審査を行う。

当市議会も、そして議員の懇親的組織である議員会も、議会本来の役割である監視機能や政策提言機能などに目を向けた資質向上に取組んでいますが、私は、議員個々の様々な「意識改革」が、より重要なことと考えます。

議員個々には、様々な分野における識見を三六〇度で例え、自らの識見が何度に位置しているかの気付きが重要です。そこを起点に、反知性主義やポピュリズムに抗して、本質を理解し大局的かつ論理的思考を磨くことや、常に二元代表を構成する議会の一員であることの認識に立った行政への姿勢・構えのあり方、さらにいえば「自分が首長ならどうするか」と仮定したうえで、しっかりと理念や構想をもって行政批判や政策提案を行うことが大事です。

これらへの対応は、「議会改革」に直結しますし、いまは批判されることが多い議員・議会ですが、やり遂げれば必ず市民から再評価され存在感が高まる取組みになると考えます。資質向上の手立てを常に考え実践するなどの議員個々の「意識改革」は、「議会改革」に取組む出発点であると理解しています。

へまつやま 登別市議会議員 予算・決算委員会委員長